

鳥取県告示第531号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた分任出納員
鳥取県西部総合事務所県税局収税課
係長 河津 久志
非常勤職員 濱田 康子
- 3 委任期間
平成23年9月1日から平成24年3月31日まで